

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 中前 富士男 様 あて名 〒802-8691 日本国福岡県北九州市小倉北区浅野 2 丁目 1 3 番 2 3 号 幹線ビル 4 0 1 号 中前国際特許商標事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第 40 条の 2) [PCT 規則 43 の 2.1]	
		発送日 (日.月.年)	24. 12. 2019
出願人又は代理人 の書類記号 WOK201911232		今後の手続については、下記 2 を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/043715	国際出願日 (日.月.年) 07. 11. 2019	優先日 (日.月.年) 28. 11. 2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B62D15/00(2006.01)i, B60B19/14(2006.01)i, B60B33/08(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 国立大学法人 九州工業大学			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第 II 欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第 IV 欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第 V 欄 PCT 規則 43 の 2.1(a)(i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第 VI 欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第 VII 欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が PCT 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 PCT/ISA/220 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式 PCT/ISA/220 を参照すること。
---

見解書を作成した日 12. 12. 2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号		特許庁審査官 (権限のある職員) 高橋 武大 電話番号 03-3581-1101 内線 3381	3Q 7868

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-8	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2010-30360 A (国立大学法人九州工業大学) 2010. 02. 12, 全文, 全図 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2015-24160 A (国立大学法人九州工業大学) 2015. 02. 05, 全文, 全図 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2002-200991 A (霍川 文明) 2002. 07. 16, 全文, 全図 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2015-117011 A (リーフ株式会社) 2015. 06. 25, 全文, 全図 (ファミリーなし)
- 文献5 : US 2011/0263377 A1 (HWANG CHI-KUANG) 2011. 10. 27, 全文, 全図 & TW 201024114 A
- 文献6 : US 9795863 B1 (LINDER, Michael) 2017. 10. 24, 全文, 全図 (ファミリーなし)

本願の請求項1-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-6に対して新規性及び進歩性を有する。

文献1-6には、球体駆動式移動装置における回転体が、「接している前記駆動球体の中心より高い位置、かつ、該駆動球体の中心が配されている2つの前記側辺を外縁の一部とする前記仮想逆n角錐の側面を対応側面として、前記仮想逆n角錐の内側又は前記対応側面上で該駆動球体に接触し、しかも、該対応側面に対し垂直な回転軸を中心に回転駆動する」こと、「接している前記駆動球体の中心より高い位置で該駆動球体に接触し、前記m個の回転体のうち前記2個の駆動球体の双方に接触している該回転体は、前記各駆動球体の中心を通る仮想傾斜面を基準として前記従動回転物側又は前記仮想傾斜面上で該駆動球体に接触し、しかも、該仮想傾斜面に対し垂直な回転軸を中心に回転駆動する」こと、「接している前記駆動球体の中心より高い位置で該駆動球体に接触し、前記r個の回転体のうち駆動回転力が共通のモータから与えられる該回転体は、前記各駆動球体の中心を通る仮想傾斜面を基準として前記従動回転物側又は前記仮想傾斜面上で該駆動球体に接触し、しかも、該仮想傾斜面に対し垂直な回転軸を中心に回転駆動する」ことについて、記載も示唆もされていない。